

## 令和3年度 第1回堺市障害者施策推進協議会 案件内容

## 【書面審議】

堺市障害者施策推進協議会条例第5条第2項の規定により、会議の開催には、委員の過半数の出席が必要です。

郵送、ファックス等による「ご意見等提出票」の提出をもって、会議にご出席したものといたしますので、よろしく願いいたします。

## 【案件】

## (1) 職務代理者の指名について（報告）（資料1参照）

職務代理者は、堺市障害者施策推進協議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとなっています。

会長である大阪教育大学名誉教授の守屋 國光 氏から、松端 克文 氏（武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授）が職務を代理すると指名されましたので、ご報告いたします。

## (2) 各専門部会の委員（案）及び会議日程について（報告）（資料2・3参照）

各専門部会の委員は、堺市障害者施策推進協議会規則第5条の規定により、会長が指名することとなっているため、事務局（案）としてお示しします。

議事報告の際に、決定した名簿を送付いたします。

今年度の会議日程について、本会及び各専門部会の現在の案をお示しします。今後、開催にあたって事務局から案内をいたしますが、開催時期や開催方法が変更になる場合もありますので、ご了承ください。

## (3) 第5期堺市障害福祉計画・第1期堺市障害児福祉計画の進捗状況について（報告）（資料4-1・4-2参照）

「第5期堺市障害福祉計画・第1期堺市障害児福祉計画」の計画期間（平成30年度～令和2年度）のうち、令和2年度の実績を報告します。

資料4-1については、令和2年度末までの目標値、目標に対する実績の推移、主な活動指標、令和2年度の実績にかかる評価、令和3年度における取組等を記載しています。

資料4-2については、障害福祉サービスや地域生活支援事業の進捗状況について、令和2年度の実績を記載しています。

#### (4) 第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画の策定について（報告）

##### （参考冊子参照）

令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画」を策定しました。

本計画の策定にあたり、堺市障害者施策推進協議会及び障害福祉計画策定専門部会の委員の皆様には、貴重なご意見をいただき、この場をお借りし、心からお礼申し上げます。

本計画では、児童から成人までライフステージに応じた途切れのない支援を一層推進するため、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供に係る見込量、体制確保のための方策等を一体的に定めています。